

令和2年5月1日（金）の公募説明会における質問回答を以下に整理します。

	質問	回答
1	事業計画書の枚数について、決まりはありますか。	枚数に制限はございませんが、適切に見やすいよう整理してください。
2	中小企業1社でも申請可能でしょうか。	1社で申請可能です。
3	5以上の自治体で実施との事ですが、自治体の了承や推薦状は必要でしょうか。	自治体の了承や推薦状は必ずしも必要ありません。ただし、実証事業を行うにあたり、自治体の許可が必要なものは、事前に了承を得てください。
4	人件費の換算方法について、具体的な例をふまえてご教示いただけますでしょうか。	人件費につきましては、補助事業事務処理マニュアル（経済産業省大臣官房会計課）10ページ以降をご参照ください。時間単価による算出方法と健保等級単価による方法があります。
5	地場の飲食店や小売店、商店街の消費活性につながるような新しいサービス展開を検討しております。このような内容で仮に採択された場合、コロナ影響下に置いて、提出した事業計画と比して当初実行/予算計画を縮小せざるを得ない可能性が考えられます。その場合はどのような対応となるでしょうか。	事業途中で変更せざるを得ない場合は様式第3の計画変更(等)承認申請書を提出していただき、承認を得る必要があります。これから事業計画書を作成するにあたっては、現在の状況、コロナによる影響をふまえてご提案ください。
6	「実証連携法人：連携者」として参加を検討しています。財務諸表などの資料提出は不要という理解であっていますか。	実証連携者は補助対象とはならないため、提出は不要です。
7	郵送の申請は、1部でよろしいですか	1部でかまいません。
8	事業に関わる、建設費、設計費等建築管理費用は補助金の対象になりますか。	建設費、設計費等建設管理費用は、対象に該当いたしません。
9	人件費の計算につきまして、人件費単価の基準などルールはありますか。	(質問4参照)
10	実証用機械装置の自社開発にかかる人件費は計上可能でしょうか。	実証実施に関わることでしたら、計上可能です。人件費については個々で詳細が異なるかと思しますので、別途ご相談ください。
11	本日のQ&A、後日共有いただけるのでしょうか。	事務局ホームページ上で公開いたします。
12	事業計画書の枚数に制限は無いとのことでしたが、具体的なページ数例を教えてください。	(質問1参照)
13	収支計画書における事業費等の積算内訳について、機械購入に関する見積根拠資料の添付は必要になりますでしょうか。	見積書などの資料は応募申請時には必須ではありませんが、例えば採択後の交付申請や、事業完了後の報告際は経費資料が必要になります。
14	国の他の補助事業を連携団体として受けている場合、本案件採択が困難になる可能性はありますか。	補助を受ける場合は、重複となるため認められません。
15	実証連携法人：連携者を入れるかどうかは、採択発表時にそれが発表されるかされないかの違いですか。	その通りです。
16	公募要領の「留意事項」の8ページ⑥に利用料が事業費の自己負担分を超える場合は、補助金の額を減額するとありますが、本年度事業1年目の収支が対象でしょうか。R3年度以降の収支は対象外でしょうか。	令和2年度の事業実施分において利用料等が事業費の自己負担分を超える場合、精算払い時に補助金減額となります。令和3年度以降の事業実施分においては毎年度の収益実績報告書（交付規程様式第12）に記載の計算式を用いて算出される額が国庫返還となります。
17	支払について法人クレジットカードやpaypayでの支払いは可能でしょうか。	原則として銀行振り込みで進めてください。ただし、補助対象経費の性質上クレジットカード等による支払いでなければ事業実施が困難である場合には、別途事務局にご相談ください。
18	様式3の補助事業の収支計画書についてですが、自己資金/収入見込み+補助金充当額で、望ましくない比率はありますか。	特に望ましくない比率はありません。
19	実証連携法人は複数地域、複数法人は可能でしょうか。	複数も可能です。地域ごとに連携法人が異なるということ想定されているかと思しますので、個別にご相談ください。
20	複数都道府県に及び遠隔地域の5地域で、実施者、連携者、その他関係者が、連絡・作業・交流のためにローカル5Gインフラ環境を構築したり、専用ホームページ開設・運用のための費用は、準備と期間中の運営に係るコスト（インフラ（ルーター、回線等）整備費用、クラウド費用、HP作成開設費用、）のみ補助対象となるという認識でよろしいですか。	対象になります。

	質問	回答
21	初年度から5地域以上で実施しなといけないのでしょうか。将来的に展開していくということでも可能でしょうか。	初年度から5市町村以上で実施する必要があります。
22	様式3の収入：自己資金の内、利用者から利用料等の収入見込額は0円でも大丈夫でしょうか。	問題ありません。ただし将来的にはビジネス・サービスとして成り立たせないといけませんので、持続性も検討してください。
23	①次年度以降の計画について この補助金は次年度以降もプロポーザルですか。毎年このくらいの時期の開始になりますでしょうか。 ②実証実施法人1社が複数の市での活動を担っても問題ないですか。（例えば実施する市町村は5つだが、実証実施法人は3社ということでも良いでしょうか。） ③電子申請の場合、様式1の押印は、実証実施法人が複数社の場合、全てPDF（データを印刷して押印してスキャンを繰り返す）でいいのでしょうか。それとも1枚の用紙にそれぞれの法人が押印したものをPDF化して提出するべきでしょうか。	①本補助金については、今年度限りのものです。次年度以降については未定です。 ②問題はありません。 ③複数申請の場合は、電子申請はできませんので、郵送をお願いします。
24	外注加工費の算出についても先ほどコメントされていた人件費の換算ルール適用が必要でしょうか。 また、外注加工費を対応する事業者も財務諸表等の提出は不要でしょうか。	外注加工費は、自社ではなく他社に外注するというものであるため、他社の人件費は対象外です。個々の経費利用については、事務局にご相談ください。
25	外注先企業を実証連携法人に入れてもよいでしょうか。	外注先が実証連携法人になることはかまいませんが、公募要領8ページ③の要件を満たすことが前提です。2社以上の見積書が必要で、見積がとれない場合は理由書（第三者でもわかる明確な理由があるもの）が必要ということになります。
26	申請書2「3. 実証による課題解決の効果」の書き方について全5地域あわせて目標値を記載するのでしょうか。 地域ごとに書いてもよいのでしょうか。	どちらでもかまいませんが、わかりやすいよう合計の目標値と地域別の目標値を記載してください。
27	対象外になるものに、「汎用性があり、目的外使用になりえるもの」の購入費と記載ありますが、ここに挙げられてる以外の機器リストのようなものはいただけますでしょうか。例）事業で利用する地域wifi機器の導入は対象/対象外のどちらになりますでしょうか。	機器リストはありません。実証事業に限って使われるものが補助対象となります。地域wifi機器については、実証事業に必須（これがないと事業が動かないもの）かつ他の事業に利用しない場合に補助対象となります。
28	管轄の経済産業局は申請代表者の所在地と実証中心地域が異なる場合、何方になるでしょうか。	申請代表者の所在地ではなく、主な実証地域を管轄している経済産業局をご記入ください。
29	補助対象企業を複数社で組む場合、共同口座を作ってそこから支出入管理することは可能でしょうか。	共同口座を作成することはかまいませんが、交付申請から補助金入金、実績報告は各社毎となります。
30	補助対象経費で実際には人件費や各種経費が発生しますが、機械装置費の2/3だけで上限をこえる場合、人件費等は計上せず、機械装置費だけを補助対象として申請しても問題ないでしょうか。	必要な費目のみで申請することも可能です。
31	利用料が5年通期でみて、自己負担分を超えた場合は減額（返還）となるとのことでしたが、本事業計画の範囲の定義はどのような範囲となりますでしょうか。 例えば、当初計画で対象とした自治体で運用しているサービスを、他自治体に横展開した場合に発生した収支は、本施策の対象利用料に含まれますか。	含まれません。5年間の考え方については個々に事務局へご相談ください。
32	「実証連携法人：連携者」として参加を検討しています。公募要領12ページの「政治資金規制法に関する事項」は留意しないで良いという理解であっていますか。例えば、補助事業者が弊社に何らかの発注する場合でも何ら問題ないでしょうか。	政治資金規正法 第22条の3第1項の規定は『交付決定を受けた会社その他の法人』が対象となっております。実証連携法人は直接交付決定を受けないので該当しないと考えられます。
33	利用料に関連して、5年間はフォローアップなので、補助金の減額は無しでよろしいですか。今年度だけで。	（質問16参照）
34	実証地域が複数にわたり、かつ同規模の実証実験を行う場合は、管轄局は任意の一つ選べば大丈夫でしょうか。	任意で一つ選んでください。